

# 『監査事務所検査結果事例集』の改訂・公表について



公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室長

野口 徹郎

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、去る8月6日、平成24年版の『監査事務所検査結果事例集』を公表したところであり、本稿においてその概要について紹介を行うこととしたい。

## I. はじめに

審査会は、我が国における監査の品質を高め、公共の利益を確保し、投資者保護に資する観点から、監査事務所に対する検査を実施し、監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。

こうした中、審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促すことなどを目的に、検査における主な指摘事例等を『監査の品質管理に関する

検査指摘事例集』として取りまとめ、公表してきている。

今般、審査会は、平成24年8月の公表に当たり、名称を『監査事務所検査結果事例集』と改め、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」に加え、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、構成を「品質管理編」と「個別監査業務編」とに分けた上で、以下の見直しを行った。

- ・「品質管理編」では、品質管理に関する項目ごとに、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」（指摘事例や品質管理に係る取組として積極的に評価できる事例の概要）、「監査事務所に求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介。
- ・「個別監査業務編」では、特に不備が集中してみられるリスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続、会計上の見積りの監査、財務報告に係る内部統

### 〈目次〉

- I. はじめに
- II. 事例集の概要
- III. おわりに

制の監査に焦点を当て、「検査における着眼点」、「監査事務所に求められる対応」を記載したほか、指摘項目に応じた事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記。

審査会としては、本事例集が、品質管理のシステムの整備・運用に努める監査事務所において、参考資料として積極的に活用されるとともに、被監査会社の監査役を始めとする資本市場関係者において、外部監査の実態の把握等のために広く参照されることを期待している。

## ■ II. 事例集の概要

本稿においては、本事例集における「品質管理編」及び「個別監査業務編」から、それぞれ一部の項目等について抽出し、検査における「着眼点」、「検査結果の概要」等を要約して紹介する。本事例集の全文については、審査会ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20120806.html>) を参照されたい。

### 《品質管理編》

#### 1. 業務管理体制

##### (1) 品質管理のシステム

###### 着眼点

監査事務所における業務管理体制、特に、品質管理のシステムの整備・運用状況を重点

検証項目の一つとして位置付け、以下のような観点から検証している。

- ・監査事務所及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、品質管理のシステムが適切に整備・運用されているか。
- ・最高経営責任者等は、監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任者としての職責を果たしているか。

###### 検査結果の概要

中小規模監査事務所を中心に、監査事務所としての品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所や、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所がみられる。

##### (2) 情報管理

###### 着眼点

公認会計士は、業務の実施の過程で被監査会社等の機密情報に頻繁に接し得る立場にあることなどを踏まえ、監査事務所が保有する情報の種類等を分析するなどして、情報漏えいのリスクを的確に把握しているか、また、当該リスクに見合ったセキュリティ・ポリシー等を整備・運用しているかなどの観点から、監査事務所の情報管理体制の整備・運用状況について検証している。

###### 検査結果の概要

情報セキュリティに関する内部規程を制定

---

してはいるものの、内部規程で定められている情報漏えい防止措置が実施されていないなどの不備事例がみられる。

## 2. 職業倫理及び独立性

### 着眼点

監査事務所における独立性の確認手続の適切性等について、以下のような観点から重点的に検証している。

- ・監査事務所は、独立性の保持が要求される全ての監査実施者から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に一度入手しているか。
- ・独立性の確認手続の対象者に漏れはないか。
- ・独立性の確認手続に際して、被監査会社の子会社等に係る最新の情報が適切に提供されているか。

### 検査結果の概要

内部規程等で定められた独立性の確認手続が実施されていないほか、非監査証明業務における独立性の確認手続が実施されていないなどの不備事例がみられる。

## 《個別監査業務編》

### 1. リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

#### 着眼点

リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続は、監査業務の実施において特に重要な手続であり、以下のような観点から重点的に検証している。

- ・監査計画の策定において、監査実施者が単に監査事務所や協会等から提供された様式を形式的に埋めることで監査計画を策定したとするのではなく、被監査会社の実態を十分に理解し、想定されるリスクを適切に把握するなどして実質的なリスク評価手続を行った上で、実施すべきリスク対応手続を立案しているか。
- ・財務諸表監査における不正について、経営者等の信頼性及び誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示リスクの可能性を認識し、監査の全過程を通じて、必要なリスク評価手続及びリスク対応手続を実施しているか。

#### 求められる対応

監査実施者においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定に当たって、重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るため、被監査会社の内部統制を含む、企業及び企業環境の理解やリスク評価手続の実施とその結果の監査調書への記載の重要性について、改めて認識する必要がある。特に、財務諸表監査における不正への対応については、職業的懐疑心を保持する責任があることを常に念頭に置き、監査業務の実施に当たることが求められる。

### 2. 会計上の見積りの監査

#### 着眼点

会計上の見積りは、経営者の主観的判断を伴うことが多く、また、複雑な仮定や企業内

---

外のような情報を基に行われることも多い。このため、見積りの不確実性の程度は、前提とされる情報の性質・信頼性や経営者の偏向等による影響を受ける可能性があることから、結果的に、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクに影響を与えることになる。

上記を踏まえ、以下のような観点から重点的に検証している。

- ・見積りの不確実性の程度の評価において、単に経営者から見積りの結果を入手するのみではなく、見積りを裏付ける十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに対する批判的な検討を行っているか。
- ・会計上の見積りの監査の過程で専門家の業務を利用する場合、要求事項に対する手続を実施しているか。

#### 求められる対応

会計上の見積りの監査は、財務諸表監査における不正への対応手続としても実施が要求されている極めて重要な手続であることから、経営者の行った見積りに関する十分かつ適切な監査証拠の入手と実施した手続の監査調書への記載については、特に、職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して対応する必要がある。

### ■ III. おわりに

審査会では、審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけでなく、全体像を俯瞰し

て業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような分析を行い、日本公認会計士協会、金融庁の関係部局等の関係先との意見交換や市場関係者への講演等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要な課題と考えている。

本事例集の改訂・公表についても、そうした取組の一環として行っているもので、審査会としては、監査の品質の向上と投資者の資本市場に対する信頼の向上を図るべく、今後とも、情報分析体制の強化や検査機能の向上に努めるほか、こうした情報発信の強化等を行っていくこととしており、関係者各位のご理解とご支援をよろしくお願ひしたい。

